

## 自治基本条例検討委員会 審議の概要（令和2年度）

| 条 文 | 審議の内容   |
|-----|---|
|     | <p><b>&lt;条例の認知度&gt;</b></p> <p>●解説書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例そのものが非常に堅苦しい。画像や絵を使う等して、せめて条例の表紙だけでも、手に取った時に江別市民の条例であることが分かるようなものにしてはどうか。（第3回 星副委員長）</li> <li>・解説文には分かりやすい表現、理解しやすい言葉を使うことが必要。（第3回 星副委員長）</li> <li>・特別に関心のある人も、そうでない人でも、一目見て分かるリーフレットのような解説書が必要であり、新しく作成・工夫に取り組んでほしい。ただし、分かりやすいということは正確性に欠けるという面もあるため、正確なものとして現在の解説書は変えずに残す必要がある。（第3回 石黒委員長）</li> </ul> <p>●市職員の認知度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の存在を知ること重要だが、知っているだけでは意味がなく、理解して実際に使えることが大事。研修の内容をさらに工夫していくこと。（第3回 石黒委員長）</li> </ul> <p>●条例の認知度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の活動は色々あるが、まずは関わってみて、それ自体が協働の行為だということを理解することが大事。（第3回 高川委員）</li> <li>・関われば否応なく知り、親しみを感じ、体で理解する。子どもが理解すれば、その家族にも知れ渡るといふ広がり期待できる。（第3回 石黒委員長）</li> <li>・実際に関わっていても、それを意識していない人も多い。認知度が低くて良いわけではないが、実践していればそれで十分であり、そのことを過度に問題視して、とにかく認知度を上げようと動くのは意味のないことである。（第3回 石黒委員長）</li> <li>・今後は、学生のような頭の柔らかい若い人に活躍してもらう必要がある。委員会や自治会でも若い人を登用し、若い人に高齢者が付いていくという発想の転換をすること。もっと若い人を大切にしていけば、新しい発想があるのではないか。（第3回 藤田委員）</li> <li>・なぜ自治基本条例が必要なのかを説明するべき。この条例がない場合のデメリット、あることによるメリットについて情報発信することで、市民がもっと関心を持ち、市民参加にも繋がっていくのではないか。（第4回 成田委員）</li> <li>・自治基本条例自体の認知度を上げることは、終わりのない戦いとして取り組んでいかなければならない。条例がなかったらどうなるのかという視点も盛り込みながら、リーフレットの作成時と同様、若い人が色々なことに取り組む必要がある。（第4回 石黒委員長）</li> </ul> |

## 自治基本条例検討委員会 審議の概要（令和2年度）

| 条 文   | 審議の内容   |
|---|---|
| <p>&lt;第1章 総則&gt;</p> <p>(目的)<br/>第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)<br/>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。</p> <p>(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 市 議会及び市長等をいう。</p> <p>(4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。</p> <p>(5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。</p> <p>(市民自治の基本理念)<br/>第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。</p> <p>(市民自治の基本原則)<br/>第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。</p> <p>(3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。</p> <p>(この条例の位置付け)<br/>第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p> | <p>&lt;第1章 総則&gt;</p> <p>●「市民」の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条項によって定義が統一されておらず、分かりにくい。第2条では広い意味での市民、第11条では有権者を指している。(第1回 高川委員)</li> <li>・まちづくりへの関心度は人それぞれであり、まちづくりにおける「市民」の定義はとても広いものである。(第1回 藤田委員)</li> <li>・市民活動団体と企業や事業主との協働もあるが、それが「働く人たち」という一括りの中で「市民」となってしまうのはグレーな部分ではないか。(第1回 星副委員長)</li> </ul> <p>●「協働」の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働」や「参加」という言葉が市民にあまり理解されていない。(第1回 高川委員)</li> <li>・条例では「市民個人と行政との協働」のような表現をしているが、実際は自治会など何らかの団体に属しないと協働の活動はできない。こういったことが、法制上、「協働」という概念を不明確で分かりづらいものにしている。(第1回 高川委員)</li> <li>・「協働」という言葉が認知されているのか疑問。それが、条例で「協働」という言葉が出たときに、多くの人がしっくりこない原因なのではないか。(第1回 星副委員長)</li> </ul> <p>●第5条第2項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たとえば議会基本条例の制定にあたっては、自治基本条例の規定との整合を考慮している。こういったことも主な取組事例として解説書に記載したほうがいい。(第1回 石黒委員長)</li> </ul> |

## 自治基本条例検討委員会 審議の概要（令和2年度）

| 条 文   | 審議の内容  |
|---|--|
| <p>&lt;第2章 市民&gt;</p> <p>(市民の権利)<br/>第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。<br/>2 市民は、市政に参加する権利を有する。<br/>3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。</p> <p>(市民の責務)<br/>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。<br/>2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。<br/>3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の責務)<br/>第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p>                                 | <p>&lt;第2章 市民&gt;</p> <p>●第7条第2項「自らの発言及び行動に責任を持つ」という表現について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条第2項の是非については、改正の可否も含め、最後まで考え、一度皆さんにご意見をお聞きしたいと考えている。(第1回 石黒委員長)</li> <li>・この言葉が非常に重く感じられ、参加しづらくなる。もっと柔らかく優しい言葉がよい。(第1回 星副委員長)</li> <li>・まちづくりに参加することへのハードルを上げてしまう。きちんと責任を持つという趣旨は第1項にも含まれている。(第1回 成田委員)</li> <li>・解説の「自分の発言と行動に責任を持つ」という部分の表現を検討委員会で検討し、今すぐにでも、もっと一般市民が参加しやすく、良いまちづくりをしていこうという気持ちになるような言葉に変えていくことが必要。(第2回 星副委員長)</li> <li>・「責任を持つものとする」ではなく「努める」と努力条項のような書き方をするなど、もう少し柔らかい表現をすることも検討する必要がある。(第2回 成田委員)</li> <li>・厳しい表現により萎縮させ、抑制することが本旨ではない。まずは解説やリーフレット等で工夫し、将来的に条例改正の流れとなった場合は表現についての検討が必要。(第2回 石黒委員長)</li> </ul> |
| <p>&lt;第3章 議会及び議員&gt;</p> <p>(議会の役割と責務)<br/>第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。<br/>2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務)<br/>第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。<br/>2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。<br/>3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。<br/>4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p> | <p>&lt;第3章 議会及び議員&gt;</p> <p>●第9条の解説における「市民」の使い方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民」を「選挙権のある市民」として、意味を明確にするべき。(第1回 星副委員長)</li> <li>・現在の表現では「市民＝選挙権を持つ者」という誤解を生じる可能性がある。解説書の改訂を検討すること。(第1回 石黒委員長)</li> </ul>   |

## 自治基本条例検討委員会 審議の概要（令和2年度）

| 条 文  | 審議の内容  |
|--|--|
| <p>&lt;第4章 市長及び職員&gt;</p> <p>(市長の役割と責務)<br/> 第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。<br/> 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。<br/> 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。<br/> 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p> <p>(職員の役割と責務)<br/> 第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。<br/> 2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。</p>   | <p>&lt;第4章 市長及び職員&gt;</p> <p>●第10条及び第11条における「信託」という言葉について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この言葉は適切ではない。他の主な市では「市長は本市の代表者として」と表現している。法体系において、住民と行政の在り方と枠組みを自治体側が決める非常に重要な条例であるため、将来的に改正等があれば改正を検討すべき。(第2回 高川委員)</li> <li>・提言書には、今の意見も入るような形にしていきたい。(第2回 石黒委員長)</li> </ul> <p>●職員の能力向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が、自治会や市民活動団体、大学、ボランティア団体など協働の担い手となる団体に参加して実践し、体験し、当事者意識を持つこと。そこで身についた能力や知識を評価していくことが重要。職員に「理解しなさい」ではなく「体験しなさい」という趣旨の言葉を盛り込むべき。継続的に団体に関わることの価値を職員が認め、上司が認め、さらにその上司も認めるようにならないと、実践的なまちづくりはできない。(第2回 高川委員)</li> <li>・知っているだけではなく、体で理解するような研修、実際の業務の中での評価など、様々な観点から実質化して高めていくための工夫をすること。これは終わりなく続けていかなければならないことであり、研修や職員のスキルアップ方策の更なる進化にも取り組んでほしい。(第2回 石黒委員長)</li> </ul> |
| <p>&lt;第5章 行政運営&gt;</p> <p>(総合計画)<br/> 第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。<br/> 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。<br/> 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。<br/> 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>(財政運営)<br/> 第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。</p> | <p>&lt;第5章 行政運営&gt;</p> <p>●総合計画についての情報提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、総合計画の内容及び進行状況に関して、市民への情報提供が適切かどうかを考えなければならない。それを量るために、市民がどの程度知っているのか、アンケート等で把握する必要があるのではないか。(第2回 石黒委員長)</li> </ul> <p>●危機管理・防災について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症が拡大している状況での自然災害、大雪の後の地震など、複合型の災害対応を視野に入れて検討すべき。(第2回 高川委員)</li> <li>・市民協働は危機管理の上でも不可欠であり、その中でも、自治会は非常に大きな役割を担っているため、さらに進化して高めていっていただきたい。(第3回 石黒委員長)</li> </ul> <p>●政策法務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策法務の考え方において、自治基本条例は究極の姿、最も進化した形である。政策法務については今後も一層充実していくべき。(第2回 高川委員)</li> </ul>   |

自治基本条例検討委員会 審議の概要（令和2年度）

|  |   |
|--|---|
| <p>(行政評価)<br/>第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。<br/>2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>(政策法務)<br/>第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>(危機管理・防災)<br/>第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。<br/>2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p> <p>(行政手続)<br/>第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。<br/>2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(外部監査)<br/>第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>(公益通報)<br/>第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> | <p>●公益通報について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正な事例が早く明らかになり、是正し、発生を防止するということが、自治基本条例の中に入れる意味としては大きい。制度はあるが、実際には通報したら虐められる等して、何の意味もない制度になっている場合もあるため、普段から見直すことが望ましい。(第2回 石黒委員長)</li> </ul>   |
| <p>条 文</p>   | <p>審議の内容</p>  |
| <p>&lt;第6章 情報共有の推進&gt;</p> <p>(情報共有)<br/>第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。<br/>2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。<br/>3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p>   | <p>&lt;第6章 情報共有の推進&gt;</p> <p>●広報誌について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを使えないので、頼みの綱は広報誌だけ。(第1回 藤田委員)</li> <li>・特に高齢者は広報誌から情報を得る方が非常に多い。広報誌で何かを知るのは非常に大事なこと。(第1回 星副委員長)</li> <li>・広報誌の重要性についての指摘は、今回の提言の一つとして貴重な意見。(第1回 石黒)</li> <li>・広報誌を入手できず情報を得る手段がない市民に対して、何らかの方法で情報を伝えることを検討するべき。(第2回 星副委員長)</li> </ul> |

自治基本条例検討委員会 審議の概要（令和2年度）

|  |   |
|--|---|
| <p>(情報公開)<br/>第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。<br/>2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報の保護)<br/>第23条 市は、個人情報の収集や利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。<br/>2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の多様な手段による情報伝達の取り組みにより、若い世代でも情報をキャッチしようと思えば受け取れる仕組みにはなりつつある。(第3回 藤本委員)</li> <li>●災害時の情報共有について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の対応がまだまだ弱い。緊急時や災害時の市民同士の助け合いも市民協働の取り組みに繋がる。緊急時の情報発信、情報共有の仕組みにおいて、人を介するアナログの情報伝達も工夫していく必要がある。(第3回 藤本委員)</li> <li>・国や道、一部の市町村のように、災害時の対応において、コンビニエンスストアにファックスを一齐送信して貼り出してもらい、「何かあった時にはコンビニへ」というような情報発信、情報共有の取り組みを進めてはどうか。(第3回 藤本委員)</li> </ul> </li> <li>●行政情報の公開について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有といいながら、市から情報を伝えることが中心になっている。行政情報のオープンデータ化を進め、市民や企業、大学等の研究者が活用、加工し、行政情報をどんどん活用してもらう形を構築していくことが望ましい。(第2回 藤本委員)</li> <li>・総合計画や財政などの資料について、市民向けに工夫されてはいるが、特別な関心を持たない一般の市民にとって分かりやすいかということ、まだまだ工夫する余地はある。(第3回 石黒委員長)</li> </ul> </li> <li>●市の内部の情報共有について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部署で獲得したノウハウ等を他部署とも共有できるように、市の内部の情報共有についても工夫していただきたい。(第3回 石黒委員長)</li> </ul> </li> </ul> |
| <p>条 文</p>   | <p>審議の内容</p>  |
| <p>&lt;第7章 市民参加・協働の推進&gt;</p> <p>(市民参加の推進)<br/>第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。<br/>2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。<br/>3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。<br/>4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。<br/>5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> | <p>&lt;第7章 市民参加・協働の推進&gt; 第24条「市民参加の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケートについて             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートでは、それまで関心がなく積極的ではなかった市民が意見を出すこともあり、そういった意見も反映されるようになることが望ましい。(第3回 吉原委員)</li> <li>・この意見にはこのように対応したというような情報が、アンケートに回答した市民にも分かるようになることが望ましい。(第3回 石黒委員長)</li> </ul> </li> <li>●パブリックコメントの提出者に対する返答について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの提出者から、さらに詳しく説明してほしい等の要望があった場合に、対応を行わないとするならば、現在の形式での回答をより分かりやすくする工夫が必要。(第4回 高川委員)</li> </ul> </li> </ul>  |

- ・対応の幅を広げていけば、より多くの市民が意見を出しやすくなり、意見が採用されなかったとしても、不満がより小さくなっていくと考えられる。（第4回 石黒委員長）
  - ・一般の市民にとって、市へ意見を提出するのはハードルが高いことなので、できるだけそれが低くなるように取り組んでほしい。（第4回 石黒委員長）
- 市民公募について
- ・選考から外れた応募者の不審感を軽減するため、選考基準をなるべく明確にし、他の人が見てもすぐに納得できるような方式が望ましい。（第4回 石黒委員長）
  - ・委員の選任について、それぞれの審議会等の性格や規模によって必要な人材・人数は異なってくる。市は規定に基づいて判断していけばよい。（第4回 高川委員）
  - ・ひと昔前のクローズドな時代に比べ、市民公募という形で参加する枠が確保され、その結果も含めて公表されるまでに成熟したことは評価する。（第4回 藤本委員）
- 市民参加実施状況の公表について
- ・内容の中にさらに具体的な数字等を組み込むなど、当委員会での検討で必要な情報となることも踏まえて取り組んでほしい。（第4回 石黒委員長）
- 市民参加制度について
- ・アンケートや市民説明会は簡単に参加できるが、パブリックコメントや附属機関等は一定の関心、知識、考えを持っていなければ参加しづらい。アンケート結果で、簡単な方法の市民参加率が高くなるのは当然である。（第4回 高川委員）
  - ・全ての市民が、市行政について深く専門的な見解を持たなければならないことはなく、パブリックコメントや附属機関等に参加しないことが駄目とは評価はできないし、参加したことがある市民の率が低いことが好ましくないと一概には言えない。全体的にそれぞれの率を上げていくことが大事であり、そうなるよう地道に努力していくしかない。（第4回 高川委員）
  - ・自分の行動が市民参加になっていることに気が付いていない、または、市民参加という言葉が難しく考えてしまう市民が多い。自分たちのまちづくりについて何か意見を述べること、協力すること自体が市民参加なのだということを市民に知ってもらい、堅苦しいものばかりでなく、実は多くの市民が参加しているということを分かりやすく伝えるべきである。（第4回 星副委員長）
  - ・参加している自覚がなくても、実は参加していたという事例はたくさんある。そのくらい身近なものだということに気付けば、ハードルが下がり、自分もやってみよう、周りの人も誘ってみようというように広がっていくのではないか。（第4回 石黒委員長）

## 自治基本条例検討委員会 審議の概要（令和2年度）

| 条 文   | 審議の内容   |
|---|---|
| <p>&lt;第7章 市民参加・協働の推進&gt;</p> <p>(市民協働の推進)</p> <p>第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> | <p>&lt;第7章 市民参加・協働の推進&gt; 第25条「市民協働の推進」</p> <p>●アフターコロナ、ウィズコロナへの対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍においても学生は卒業し、様々な分野、地域で活動し、生活していく。その世代の人にとっては、コロナ禍だからといって全部ストップするというわけにはいかない。(第4回 石黒委員長)</li> <li>・オンラインでの企画や打合せ等の需要に、行政がついて来られていない。新しいツールの活用、それに対する行政の準備について、そろそろ本気で取り組まなければ手遅れになる段階にきている。大学には専門的知識や技術のある人材がいるので、遠慮なく頼ってほしい。(第4回 藤本委員)</li> <li>・デジタル化に向かって長期的に大きく変わるのは間違いないが、一気に変わることはない。それをどのように進めていくのかが課題であり、そういった状況にあっても、一定の市民協働の活動が活発化できるように取り組んでいくことが必要。(第4回 石黒委員長)</li> </ul> <p>●市民協働条例の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の制定により認知度が上がり、浸透するという効果はあるが、基盤が十分でない状況で実態に合わない条例を作り、逆に推進の妨害、邪魔になる条例となるのは良くない。実際に協働の取り組みをしている、または関心を持っている人や団体により、どのような内容のものが必要なのか、考えを練る必要がある。(第4回 石黒委員長)</li> <li>・協働の概念自体に対する市民の理解が不十分である。そもそも協働とは何か、どこまでが協働かということが、現在も明らかでない、将来的にも見えないという状況にある。それが十分に熟した段階で条例化を考えていくべき。(第4回 高川委員)</li> <li>・自治基本条例、市民参加条例、市民協働条例、これらの法体系としての位置付けがまだまだ整理されていないと思われるため、まだ時間をかけてもよいのではないか。(第4回 高川委員)</li> <li>・活動団体に属している者としては、条例であまり固めてほしくない。私たちは、活動が楽しい、目的を持っている、それを継続したい、そういった気持ちで活動している。そこに条例ができて、活動や発言に責任を持たなければならないという縛りが生まれると、活動を続けるのが難しくなる。(第4回 星副委員長)</li> <li>・協働条例の制定については十分に機が熟していない面があり、そこには協働について市民の理解が十分でないことも含まれる。とにかく条例を作らなければならないということではなく、市政の柱として、市民協働のまちづくりを進めていく中で醸成されていくべきものである。(第4回 石黒委員長)</li> </ul> |

自治基本条例検討委員会 審議の概要（令和2年度）

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他市町村の状況について情報収集し、条例を制定してうまくいっている自治体を参考とするべきである。（第4回 石黒委員長）</li> <li>・ どのような制度が必要かということは、人によって、あるいは団体によって色々な考え方がある。それらがまとまらなければ条例化はできない。協働の取り組みを進めていく中で、条例が必要なのか、必要だとすればどういった条例が必要なのかと突き詰めること。もし、それが浮かび上がってこなければ、そもそも条例化は適切ではないということになる。（第4回 石黒委員長）</li> </ul> <p>●市の取り組み状況事例について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市としてのアウトプット評価の視点で記載されているが、どれほどの成果があったという市民サイドの視点によるアウトカム評価も必要。そういった視点で市が語ることにより、市民の理解が深まり、協働の活動に対する自覚が進むのではないか。（第4回 高川委員）</li> </ul> |
|--|---|